

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－令和4年度の接続料の改定等－

(意見募集期間:令和4年1月15日(土)～同年2月14日(月))

意見提出者一覧

計 6件(法人等:4件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
4	ソフトバンク株式会社
5	楽天モバイル株式会社
6	KDDI株式会社

1 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

該当箇所	御意見
<p>シェアアクセス方式に係る収容率の情報開示</p>	<p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)のシェアアクセス 1 芯当たり契約数の実績及び算定期間における見込値については開示*が行われていたましたが、令和 2 年度の加入光ファイバの将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請、及び令和 3 年度、令和 4 年度の加入光ファイバの乖離額調整に係る認可申請においては、当該情報が開示されていません。</p> <p>令和3年3月 27 日付けで公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「令和 3 年度の接続料改定等に関する意見募集」といいます。)において総務省殿は次のような考えを示されているところですが、当該情報は、NTT 東西殿の加入光ファイバ(シェアアクセス方式)を用いて FTTH サービスを展開する事業者や光サービス卸を用いたサービスを展開する事業者にとっては、接続への参入判断や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、NTT 東西殿による投資判断の適正性を確認するためにも有効であるため、今後も継続して実績、及び見込値を開示すべきと考えます。</p> <p><b>【令和 3 年度の接続料改定等に関する意見募集における総務省殿考え方】</b></p> <p>当該情報については設備の利用状況や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、また、シェアアクセスの接続を利用する事業者からも開示の要望がある点等を踏まえると、今後、どのような情報を開示すべきかについて、総務省において NTT 東日本・西日本と調整を行った上で検討し、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます</p> <p>* 平成 28 年 5 月 18 日申請概要資料  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf</a>  (ソフトバンク株式会社)</p>
<p>光ファイバの耐用年数</p>	<p>令和 3 年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観</p>

	<p>点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省から NTT 東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるように、少なくとも複数年度の算定期間が終了する都度、直近では令和 4 年度に検証を行い、その結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>加入光ファイバの指定設備管理運営費</p>	<p>加入光ファイバの令和 3 年度、令和 4 年度の適用接続料に関しては、新型コロナウイルス蔓延の影響による自己資本利益率の減少が主要因と認識しています。</p> <p>一方で NTT 東西殿が開示している算定根拠資料上の端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和元年度の指定設備管理運営費の実績と比べ、令和 2 年度の実績は NTT 東西殿双方で上昇傾向です。加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、それに伴いコストが増加することも想定されますが、NTT 東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。</p> <p>また、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された以下取り組みは、一定程度 NTT 東西殿のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられるため、総務省殿においては NTT 東西殿に対し、令和 4 年度以降も当該取り組みを実施するよう要請いただき、状況を注視いただきたいと考えます。</p> <p><b>【現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された取り組み】</b></p> <p>各年度の費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告すること</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>加入光ファイバの報酬について</p>	<p>令和 2 年度(FY20)実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和 2 年度の加入光ファイバ将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請の予測値と比べて報酬の実績値は減少したものの、〈参考 1〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、また、NTT 東西殿の自己資本比率も高い水準で</p>

推移しており、景気の良化などで自己資本利益率が上昇すれば、報酬額・接続料が大きく上昇することも懸念される状況です。

こうした状況に鑑みれば、令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。

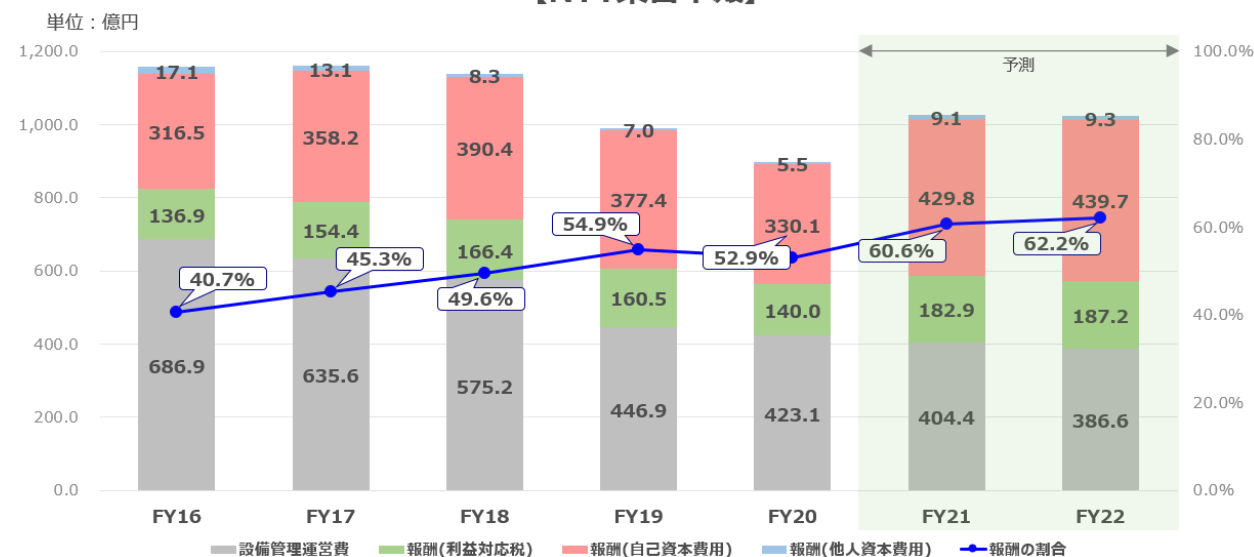
- ①「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が研究会でなされ未利用芯線の情報が蓄積されつつあること。
- ②「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI 殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。
- ③公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT 東日本殿における自己資本比率は78.5%、NTT 西日本殿における自己資本比率は54.3%と他業界に比し著しく高い状況にあることから、例えば固定値や上限を設ける事に対する是非について。

なお、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論については、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT 東日本・西日本においては、現行のNTT 東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」とされています。しかし、実態把握の強化に向けた取り組みが実施されたのは、第43回研究会(令和3年4月13日)において、架空光ケーブルの調査対象として八戸三沢ビル・金沢松任ビルが追加されたことにとどまり、今年度のNTT 東西殿による光ケーブルの未利用芯線の調査結果では調査対象の追加がありませんでした。第29回研究会(令和2年1月30日)で弊社が主張した95%の信頼係数を担保するためのサンプル数である約400局とも大きく乖離しており、現在の取り組み状況が実態把握の強化として十分とする理由の説明もなされていません。

当該調査によって得られる情報は、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論の基礎となる情報であり、その調査対象範囲や取得方法などの妥当性は極めて重要であることから、実態把握の強化に向けた取り組みの妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取り組みがなされるべきと考えます。

<参考 1>加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合\*

【NTT東日本殿】



	<p style="text-align: center;"><b>【NTT西日本殿】</b></p> <p>単位：億円</p> <table border="1"> <caption>NTT西日本殿 財務データ (単位：億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設備管理運営費</th> <th>報酬(利益対応税)</th> <th>報酬(自己資本費用)</th> <th>報酬(他人資本費用)</th> <th>報酬の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FY16</td> <td>612.5</td> <td>94.7</td> <td>216.2</td> <td>26.2</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>FY17</td> <td>570.3</td> <td>107.3</td> <td>246.7</td> <td>22.5</td> <td>39.8%</td> </tr> <tr> <td>FY18</td> <td>545.9</td> <td>115.2</td> <td>269.3</td> <td>17.3</td> <td>42.4%</td> </tr> <tr> <td>FY19</td> <td>381.6</td> <td>109.3</td> <td>256.5</td> <td>12.4</td> <td>49.8%</td> </tr> <tr> <td>FY20</td> <td>374.5</td> <td>94.9</td> <td>223.6</td> <td>9.9</td> <td>46.7%</td> </tr> <tr> <td>FY21 (予測)</td> <td>347.5</td> <td>126.5</td> <td>295.9</td> <td>21.3</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>FY22 (予測)</td> <td>330.4</td> <td>128.0</td> <td>299.5</td> <td>21.5</td> <td>57.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	年度	設備管理運営費	報酬(利益対応税)	報酬(自己資本費用)	報酬(他人資本費用)	報酬の割合	FY16	612.5	94.7	216.2	26.2	35.5%	FY17	570.3	107.3	246.7	22.5	39.8%	FY18	545.9	115.2	269.3	17.3	42.4%	FY19	381.6	109.3	256.5	12.4	49.8%	FY20	374.5	94.9	223.6	9.9	46.7%	FY21 (予測)	347.5	126.5	295.9	21.3	56.1%	FY22 (予測)	330.4	128.0	299.5	21.5	57.6%
年度	設備管理運営費	報酬(利益対応税)	報酬(自己資本費用)	報酬(他人資本費用)	報酬の割合																																												
FY16	612.5	94.7	216.2	26.2	35.5%																																												
FY17	570.3	107.3	246.7	22.5	39.8%																																												
FY18	545.9	115.2	269.3	17.3	42.4%																																												
FY19	381.6	109.3	256.5	12.4	49.8%																																												
FY20	374.5	94.9	223.6	9.9	46.7%																																												
FY21 (予測)	347.5	126.5	295.9	21.3	56.1%																																												
FY22 (予測)	330.4	128.0	299.5	21.5	57.6%																																												
<p>令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等</p>	<p>加入光ファイバの需要は今後も伸びることが予想されるため、その接続料については、予見性を確保する観点から、実際に構築される設備に係るコストに基づいた将来原価方式による算定が引き続き有効であると考えます。ただし、予測と実績の差分を調整することを前提に運用されることが望ましいと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>																																																
<p>令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>○光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について</p> <p>引込等設備に係る維持負担額は、お客様解約後に残置する引込線に対して発生する維持費用であるものの、接続事業者は解約後の利用者から回収できない接続料となります。</p>																																																

	<p>これまでの経緯として、お客様による弊社サービス解約時においては、再利用のケースを想定し、引込線を撤去せず残置しておりましたが、フレッツ光卸であるコラボ光サービスが開始されたこと等により、接続事業者の残置回線を流用・転用できないサービス変更ケースが増加したことから、残置回線は増え続けている状況です。</p> <p>また、「競争ルールの検証に関するWG」の議論の結果、スイッチングコスト低減によりFTTH市場の流動性が高まることが予想され、それに伴い引込等設備である残置回線数が今後もさらに増えてしまうことにより、シェアアクセスにおける接続事業者への影響が大きくなると考えております。</p> <p>引込等設備の維持負担額はNTT東日本においては▲7円、NTT西日本においては▲3円と下がっているものの、弊社においては現に接続料の改定率を超える残置回線の増加により、負担総額も年々増加しているため、接続料の更なる低廉化が必要な状況です。</p> <p>現在事業者間で協議を実施している引込線転用スキームについては、早期実現が重要であると考えておりますが、上記課題を踏まえ、引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要があると考えております。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>○光信号引込等設備の撤去に係る負担額について</p> <p>光信号引込等設備の撤去に係る負担額(以下、「撤去負担額」という。)は、直近5年間において概ね増加傾向(図1参照)にあり、2018年度単金と比較すると、NTT東日本においては+586円、NTT西日本においては+5,054円となっております。</p> <p>「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、事業者が利用者へ請求できる撤去工事費に関する新たなルールが制定され、実際に撤去に要した費用を全額請求することができないケースが増加する見込みであることから、今後も撤去負担額が増加していく場合、接続事業者にとって大きな影響がございます。</p> <p>NTT東・西においては、継続したコスト削減・効率化施策等の対応を実施し、総務省においてはその効果の注視と正当性を検証いただくことを要望いたします。</p>

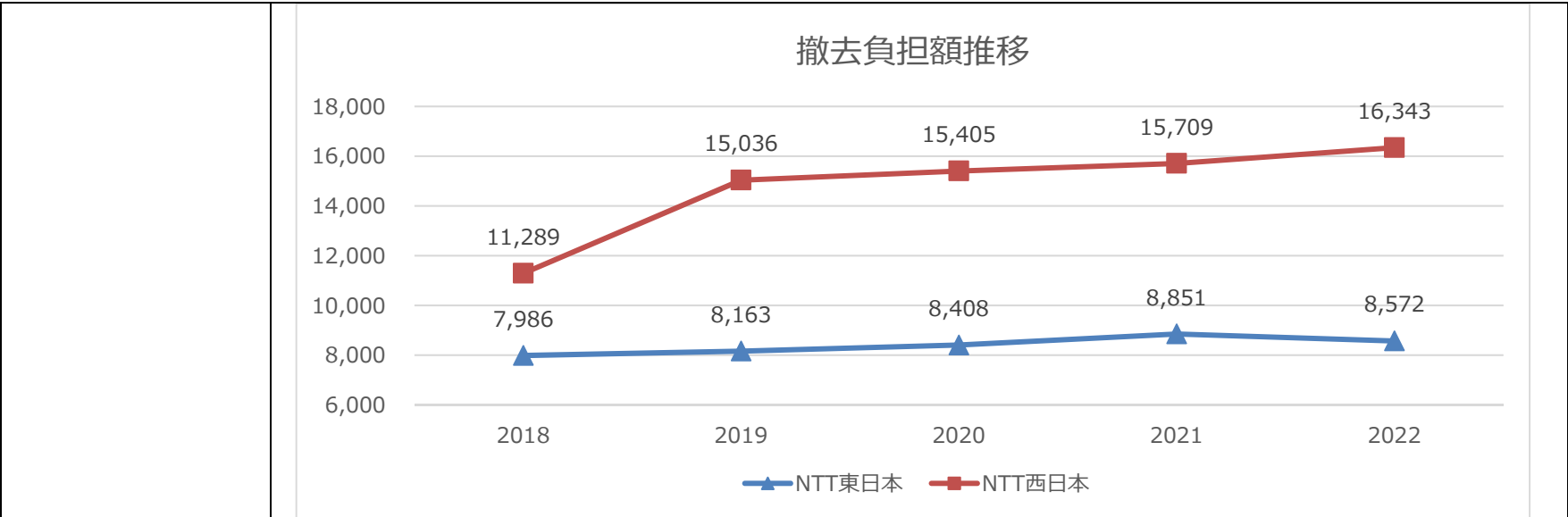


図 1

(KDDI株式会社)

令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

○光ファイバの費用削減等に係る取組みの報告について

2022年1月21日実施の接続約款変更の認可申請に関する説明会において、NTT 東・西より「光ファイバの効率化施策は出し尽くしたため、今後の大幅なコスト削減の見込みがない」という旨の説明がございました。

光ファイバについては、今後の5G 通信ネットワークの構築や光ブロードバンドサービス展開における通信インフラとしての重要性がますます高まっており、ボトルネック設備である NTT 東・西の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増している状況であることから、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施いただくよう要望いたします。

また、総務省要請に基づき、NTT 東・西においては 2020 年度から 2022 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告を実施することとなっておりますが、NTT 東・西に対しコスト削減・効率化の確実かつ継続した



	<p>実施を促すため、2023 年度以降も同様の報告を継続し、適切な効率化・費用削減が実施されているかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
-	<p>光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなるという詐欺行為が多発しています。</p> <p>これは NTT・KDDI・Softbank・so-net 等の光回線事業者の通信サービス料金が適正でない事と、NTT が光回線での光電話単独契約を行っていない為、インターネットが必要でないが電話回線は今でも使用する高齢世帯や小規模事業所向けの契約者が悪質な電話勧誘や訪問営業に騙された結果多発している詐欺である。</p> <p>固定費が高いアナログ回線の廃止は絶対に必要であるが、アナログ回線に戻されるとサービス維持の為にアナログ回線の廃止が遅れ結果的にコスト高になってしまう。</p> <p>NTT は現在のアナログ回線料金水準の光回線利用の固定電話サービスの提供し率先して「アナログ戻し」という詐欺を潰す義務があります。</p> <p>また、NTT・KDDI・Softbank・so-net 等の光回線事業者は利用者から不適正と思われない「適正水準」の料金体系にするべきであり、最も効果的なのは光回線基本料金の値下げである。</p> <p>シェアドアクセス方式に係る接続料の推移をみればわかるが、主端末回線に1芯線あたり2ユーザ及び4ユーザ收容した場合の平成 28 年度から令和4年度までの推移はが1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料はいずれも大幅引き下げられているが、各事業者の基本料金改定はほとんど行われてない。</p> <p>むしろ、携帯回線・提携新電力やガスとのセット契約において支払われるキャッシュバック金額が近年異常に高騰している傾向にあり、キャッシュバック目的で頻繁に契約事業者を変更する「イナゴ」の様な不適正なユーザー獲得にかかるコストを、ほとんど契約事業者を変更しないまともなユーザーが負担している非常にいびつな市場構造を助長している。</p> <p>この構造は長年キャッシュバック用の販売インセンティブ金目的で高齢者やインターネットをあまり必要としない層を騙して契約させる悪質な電話勧誘代理店と訪問営業業者を放置してきた総務省にも責任がある。</p>

	<p>この完全に犯罪と言っていい構造を完全に潰す為に、菅義偉政権で行われた携帯電話事業者への料金改革を「光回線」事業者にも適応しキャッシュバック用の販売インセンティブ金に依存している電話勧誘代理店と訪問営業業者を殲滅するべきである。</p> <p>参考情報 国民生活センター  <a href="https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html">https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html</a></p> <p>(個人 A)</p>
-	<p>今後、テレワークの推進を見据えた場合、通信サービス料金の低減は必要であると考えます。</p> <p>コロナ下の感染拡大防止では、テレワークによる勤労者及び就学者の通勤・通学・会社・学校での接触が消滅した事による効果も大きいと考えられる。</p> <p>テレワーク・オンライン授業の適正が高いデスクワークの職種・学校でも未導入企業・学校が存在する。</p> <p>通信サービスの料金が低減され、交通費の支給費用及び一定数の企業が会社の近接地域に住ませる為に支払う家賃補助を通信サービスの料金が下回ると経済的合理性からテレワークが自然と普及する事になる。</p> <p>テレワーク・オンライン授業の普及は都心部の過密解消だけでなく、近年居住者が減少し空き家が増加する郊外地域の居住者数増加による空き家が増加の抑制も見込め、通信事業者には営業係数が赤字になりやすい郊外地域での固定回線の加入率向上で逆ザヤの解消も見込める。</p> <p>加入光ファイバ接続料の低減は通信料金の原価低減につながる為、より大幅値引きが可能になる施策が必要であると考えます。</p> <p>まあ、企業にも年末の感染拡大が予想された時期に納会・新年会等集まりたがる馬鹿をやるのも居るが。</p> <p>この手の企業は集まりたがる事で酒の席での一種の同町圧力で罪悪感を植え付け経営陣に向かって文句を言いにくくする雰囲気を作り出したい、それに同調した連中の一体感で自社のブラック労働状況を無かったことにさせたいとかという意図があるものだが。</p> <p>まあ、それで実際感染者出してるし、それを言いふらすなという箱口令だしてるのも末期だが。</p>

	(個人A)
-	<p>光回線の NTT 東西→NTT 以外、NTT 以外→NTT 東西における契約変更において引込線転用を迅速にかつなるべく前倒して提供できるようにするべきではないでしょうか？</p> <p>光回線サービスに不満があり、解約後に別のサービスに乗り換えるのが手軽になれば劣悪なサービスを提供する不良事業者の淘汰になりかえって通信サービスの質向上になる。</p> <p>また、引込線転用が進めば利用されず維持管理費用がかさむ問題が解消され、光信号分岐端末回線及び光屋内配線の利用率向上及び原価償却が進み1芯線あたり2ユーザという低収容率の場合のシェアドアクセス方式に係る接続料の低減化に寄与する。</p> <p>残置後の設備再利用が進まず??「au ひかり ホーム」設備撤去義務化&amp;値上げ 背景に迫る</p> <p><a href="https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1803/15/news101.html">https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1803/15/news101.html</a></p> <p>FTTH 工事における事業者間連携による工事削減の検討状況</p> <p><a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000754095.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000754095.pdf</a></p> <p>(個人A)</p>
-	<p>加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の接続料値下げを行う為に通信会社が行っている「不当広告」を止めさせるべき。</p> <p>NTT・KDDI・Softbank・So-net・CATV 事業者で横行している景表法違反でプラスワン・マーケティングを処分した根拠のない表示をした自社サービスが優位なような表記広告が平然と行われている。</p> <p>これ等は既に消費者から根拠のない詐欺広告と見抜かれており、通信会社が莫大な広告費を打っても大した顧客獲得効果は無い。</p> <p>それよりもこんなゴミ以下の広告を出す費用を削減すれば光回線の回線料金に一部転嫁されている営業費用分、NTT・KDDI・Softbank・So-net 傘下や提携プロバイダ料金分を下げる事が可能となる。</p> <p>分かりやすい例 広告で以下に該当する</p>

- ・調査設計についての記載がない。
- ・母集団の構成比がゆがんでいる(若い人に受けている商品なら、構成比を若い方を多くするような操作が可能)
- ・2位との間に有意な差がない。
- ・とにかくカテゴリーを細分化して、無理やり1位になれる商品カテゴリーを作る。

<https://www.nuro.jp/contents/voice/>

<https://kddi-hikari.com/>

[https://www.softbank.jp/ybb/special/sbhikari-01/?utm\\_source=gkt&utm\\_medium=cpc&utm\\_campaign=fy19\\_hikari&utm\\_content=2\\_4\\_1\\_00328&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EHiCKIfH8fpM\\_2ITJoXPmWc6S586VB-6ld-xokiq5Vf0b-vKtd9XYaAp4\\_EALw\\_wcB](https://www.softbank.jp/ybb/special/sbhikari-01/?utm_source=gkt&utm_medium=cpc&utm_campaign=fy19_hikari&utm_content=2_4_1_00328&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EHiCKIfH8fpM_2ITJoXPmWc6S586VB-6ld-xokiq5Vf0b-vKtd9XYaAp4_EALw_wcB)

[https://east.hikari-n.jp/?pattern=1422&ac\\_source=google&ac\\_medium=cpc&ac\\_campaignid=9213946461&ac\\_adgroupid=98666618092&ac\\_targetid=kwd-1621937145&ac\\_creativeid=482083381654&ac\\_addevice=c&ac\\_lp=https://east.hikari-n.jp/&ac\\_term=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&ac\\_matchtype=e&ac\\_position=&ac\\_network=g&ac\\_campaign=p01&ac\\_group=001&fdid=5804&network=google\\_g&placement=&keyword=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&device=&pu=choice&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EDwO\\_sv-uljwFRuQB\\_kgOGVHFPNiIS2buVdP7WKtbPtdB83Z\\_CxbAaAiLfEALw\\_wcB&id=yes](https://east.hikari-n.jp/?pattern=1422&ac_source=google&ac_medium=cpc&ac_campaignid=9213946461&ac_adgroupid=98666618092&ac_targetid=kwd-1621937145&ac_creativeid=482083381654&ac_addevice=c&ac_lp=https://east.hikari-n.jp/&ac_term=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&ac_matchtype=e&ac_position=&ac_network=g&ac_campaign=p01&ac_group=001&fdid=5804&network=google_g&placement=&keyword=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&device=&pu=choice&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EDwO_sv-uljwFRuQB_kgOGVHFPNiIS2buVdP7WKtbPtdB83Z_CxbAaAiLfEALw_wcB&id=yes)

No1 商法ではないが容易に偽アカウントを作って「自作自演」が可能な Twitter を用いて「他社のサービスを酷評して自社サービスへ誘導する広告」はより悪質で最優先で排除されるべきである。

<https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo>

<https://web.archive.org/web/20220204221948/https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo>

「No.1 商法」に業界団体が抗議状 市場調査でやらせ横行...「社会的信頼を損なう」「看過できない」危機感あらわ

<https://www.j-cast.com/2022/02/03430291.html>

消費者庁、プラスワン・マーケティングに課徴金 「FREETEL」運営時、「業界最速」など不当表示

	<a href="https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1803/26/news081.html">https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1803/26/news081.html</a> (個人 A)
--	---

## 2 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料改定等

該当箇所	御意見
接続料に関する早期情報開示	<p>接続事業者の予見性を高める観点から、NTT 東西殿において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、可及的速やかに接続事業者に対して情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行っていただきたいと考えます。</p> <p>例えば、例年 10 月末開示の速報値開示の際に、例年認可申請時に実施される接続料変動の原因の開示や報酬に関する情報も開示いただくことが考えられます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
ドライカップの減損処理	<p>平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておきませんが、令和 3 年度の接続料改定等関する意見募集における弊社意見のとおり、ドライカップ回線の需要は引続き減少していくことが見込まれることから、利用見込みが無くなった資産については NTT 東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
作業単金について	<p>NTT 東西殿の作業単金は長らく大きな料金の変動がありません。作業単金は労務費が占める割合も大きいですが、NTT 東西殿においては、作業効率化等により作業単金の低廉化につながるようご検討いただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>

## 3 その他

該当箇所	御意見
------	-----

<p>料金表第 1 表第 1 2-4 (中継系交換機能)</p>	<p>IPoE のゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められています(接続料規則平成 30 年 2 月 26 日附則 6 項)、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回更改する IPoE のゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>なお、既存の IPoE 事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。</p> <p>今回、大阪 POI 等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は 1 ポートあたり5～7百万円に上る利用中止費を負担するとされています(総務省説明資料 p17)。また、2021 年 4 月に行われた東京 POI のゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね 1 億 1400 万円(1 ポートあたり 250 万円程度)を負担したとみられます(2021 年度接続料改定の際の総務省説明資料 p19)。この利用中止費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うこととなります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。</p> <p>基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE 方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になるだけでなく、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。</p>
--------------------------------------	--

	(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
料金表第1表第1 2-4 (中継系交換機能等)	<p>当協会は今までも、現在卸でしか提供されていない NGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定と、IPoE への単県参入(全エリアでのサービス提供を条件とせず、1つの県域だけで接続に応じることを要望してきましたが、NTT 側からは「その具体的な実現方法を提案してほしい。」と求められています。しかし NGN の具体的な網構成などは協会や接続事業者は知り得ません。これら十分な情報を有しない協会や接続事業者は NTT 側が求める「NGN の構成をふまえた具体的な要望」を提示できず、議論が進展していません。NGN を多くの事業者が接続により利用できることは、公正な競争の実現、ひいては消費者の利益につながるものであることから、これらの利用形態での接続料の設定に向け、NTT 東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を速やかに提示することを要望します。また総務省においては、議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置を検討されるようお願いいたします。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
料金表第5表第1(IP音声県間接続)	<p>当協会がこれまでも主張している通り、主要なインターネット通信の県間接続についても電話の接続機能と同様に利用の不可避性が存在していることが明らかであるから、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行うことで水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
インターネットのトラヒックについて	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、在宅勤務や遠隔教育などインターネット利用の拡大が一層進展し、インターネットのトラヒックが前年同月比で、25%拡大している状況においては、1契約者当たりの速度に大きな影響を及ぼすボトルネックである網終端装置の増設基準は、年々改定され緩和されるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、網終端装置の標準の増設基準は 2018 年の改定後、3 年間にわたって一度も改定されていません。この間、インターネットのトラヒックは 1.91 倍に増えています。その結果、場所により夜間のピーク時などにおいて網終端装置等においてトラヒックがひっ迫し、利用者環境においてインターネットの速度が極端に遅くなるなどの問題が発生しています。また、事業者によっては網終端装置の手前に帯域制御装置を設置して全体の品質(ユーザ辺りトラヒックに上限を設ける等)を一定程度下げ、輻輳を回避せざるを得ない状況に陥っています。このような状況は不要なコストを要するだけでなく、</p>

	<p>インターネットのトラフィックの伸びを強制的に抑え込むため、インターネット環境の継続的な発展にとっては非常に大きな課題です。</p> <p>そのため、基本的には通常の増設基準について前回基準改定(本研究会第2次報告書にある、平成30年6月1日に行われた一律20%の引き下げ)を元に合理的な手法で自動的に改定する仕組みを両者で合意するのが最善の策だと思います。また、速やかにトラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>インターネットのトラフィックについて</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。PPPoE でサービスを提供する事業者にとって、10Gbps の網終端装置(E 型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、その増設基準は1万6千セッションごとに1台であり、1ユーザあたりの帯域が約625kbps と、NTT 東日本ではC-20型(新規受付終了予定)、西日本ではB型と同程度にすぎません。現状のトラフィック増加の状況をみればこの増設基準で十分でなく、利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らかです。</p> <p>従前より当協会が主張している通り、PPPoE の網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要です。なお、増設基準はあくまでも事業者がNTT 東西に対して増設を要望するための必要条件です。事業者も不要なコスト負担を避けるため、増設基準の改定によりNTT 東西が指摘するような不要な増設が促進されるわけではありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>インターネットのトラフィックについて</p>	<p>小規模事業者への特例については一般化することにより、当面の増設基準の改定を回避するという手段もあります。当協会の会員事業者の事例では1台(1Gbps)300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要です。しかしながら根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数(セッション数)ベースの増設基準からトラフィックベースの増設基準に移行する必要があります。利用状況は急速に変化しているため、総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われるよう要望します。</p>



	(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
インターネットのトラヒックについて	<p>網終端装置の償却期間(最低利用期間)は9年とされているところ、例えばA県で使っていた網終端装置をB県に移設して使いたいといった要望が会員事業者から出ています。しかしNTT東西はこのような要望に応じておらず、結局A県でまだ使える装置の利用中止費(未償却残高)を一括で支払った上で、新たにB県において装置を新設し、再度装置費用の全額(9年分)の費用負担をすることが必要になっています。</p> <p>10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県では当面のトラヒック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望します。</p> <p>そもそも、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきです。適切なトラヒックベースの増設基準と全面的な網使用料化によって、これまで長期間議論してきたNGNの網区間におけるトラヒック輻輳問題は根本的に解決すると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
インターネットのトラヒックについて	<p>10Gbpsの網終端装置の導入やIPoEの普及に合わせて、例えばまだ使える装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラヒック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望します。これにより、早期に利用中止する事業者には利用中止費の軽減と、利用中止された設備を引き受ける事業者では、新規設備の最低利用期間である9年間より短い期間での設備計画が可能になります。</p> <p>なお、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
NTT東西の工事の遅延について	<p>昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本のみならず、NTT東日本においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が新型コロナウイルス感染症が拡大する以前に比べ大幅に伸びています。NTT持ち株が昨年12月までの9か月間決算において最終利益が過去最高を記録するなか、FTTHの工事にかかるリソースをもっと手厚く手配し顧客のニーズに迅速に対応できる体制を整えることが求められます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>

-	<p>「接続料と利用者料金に関する確認の結果」資料において、「第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないか」と記載されていますが、この「価格圧搾による不当な競争」ってどういう意味なんですか？誰が誰の価格(利益)を圧搾して不当な競争になるんでしょう？</p> <p>逆に価格圧搾した方が利用料金の抑制に繋がっているのではないのでしょうか？</p> <p>(個人B)</p>
---	---